

## 空港供用規程審査要領（案）の概要

### 1. 目的

この要領は、空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第12条第3項に基づく空港供用規程の認可の審査について、空港の設置及び管理に関する基本方針に適合するかどうかの観点から行うための方法等を定めることを目的とする。

### 2. 対象空港の種類

認可を受ける必要のある空港供用規程の対象となる空港（ヘリポートを含む。）は、以下の空港とする。

(1) 空港会社が管理する空港

成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港

(2) 地方公共団体が管理する空港（特定地方管理空港を含む。）

### 3. 空港供用規程の認可の審査基準

法第12条第3項の規定に基づく認可の審査を行うに当たっては、空港の設置及び管理に関する基本方針の内容及び空港の利用者の利便向上、空港の効果的かつ効率的な管理、空港の秩序の維持等の空港供用規程の目的を踏まえ、以下の基準により行うものとする。

(1) サービスの内容（法第12条第1項第1号関連）

以下の事項が定められていること。

運用時間等

空港の概要

空港が提供するサービスに関する情報

(2) サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項の内容（法第12条第1項第2号関連）

サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項としては、空港管理者の承認を受けた者並びに航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客を除き制限区域に立ち入ってはならないこと等が定められていること。それらの内容については、別途定める策定ガイドラインの内容に準じた事項が定められているかどうか及び以下に掲げる観点から審査を行うものとする。

(イ). 空港の管理を効果的かつ効率的に行うことに資する内容であること。

(ロ). 空港の秩序を維持することに資する内容であること。

(ハ). 利用者等の利便にも配慮する内容であること。

(3) その他空港の供用に関する条件（法第12条第1項第3号関連）

サービスの内容、遵守すべき事項以外の事項として、各空港毎に定めるべき事項が存する場合にあっては、その内容が定められていること。その内容については、特定の種類の航空機による空港の利用を不当に制限する等、空港とし果たすべき公共的な役割を損なう内容ではないことについて審査を行う。